

医 薬 第 2 5 7 号  
令和 3 年 7 月 1 5 日

関係団体の長 殿

岡山県保健福祉部長

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知のうえ、貴会会員への周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、本通知は県ホームページ（下記アドレス参照）に掲載しておりますので、念のため申し添えます。

なお、今回の改正に係る留意事項等については、今後県ホームページ等において周知を図ることとしており、追ってお知らせします。

#### 記

#### 1 主な改正の内容

麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限らず、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬等について、90日以上譲渡がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としたもの。

#### 2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

#### 3 留意事項

麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないこと。

#### 4 通知掲載アドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>